

もくじ

特集：文化と税制

■インタビュー

企業の社会貢献と税制

経済同友会副代表幹事 河合三良氏に聞く

〔インタビュー・構成／高田都耶子〕 4

企業と社会・文化

—企業フィランソロピーの役割—

今田 忠 8

フィランソロピー税制を考える

山岡義典 12

文化関係税制について

16

特色ある博物館・美術館紹介——④

開かれた博物館をめざして

兵庫県立歴史博物館 17

・文化政策の新たな動向

—平成三年度文化庁の新施策—

19

・国語審議会『外来語の表記』を答申

24

・平成3年度文化庁行事予定一覧

26

■ 展覧会紹介

■ドイツ・トウルファン探検隊 西域美術展

28

■東京国立博物館所蔵/松方コレクション うきよ絵名品展

28

■フランク・ロイド・ライト回顧展

29

■いま聞く仏教文化の宝庫 法隆寺の世界

29

- ・芸術文化振興基金
ニュース……………30
- ・国立劇場ニュース………31

表紙写真

文 楽

(右)妹背山恋道行

(左)鞍猿

(財)文楽協会は特定公益増進
法人として認定され、税制上
の優遇措置を受けている。

題字デザイン◆桑山弥三郎

■インタビュー

企業の社会貢献と税制

経済同友会副代表幹事

河合三良氏に聞く

インタビュー・構成
高田都耶子



かわい・さぶろう

大正11年10月8日生まれ。昭和19年東京帝国大学法学部政治学科卒。28年米國ミシガン大学ホーレス・H・ラッカム大学院修士課程終了。21年より内閣審議室に入り、47年行政管理庁事務次官等を経て50年財団法人開発センター理事長に就任。61年より会長となる。また、60年より経済同友会副代表幹事となり現在に至る。

東京丸の内、日本工業クラブ内の経済同友会の河合副代表幹事のお部屋には、マントルピースとスチーム（暖房器）が置かれていた。外は雨、窓ガラスは曇っていた。

壁際の大きな木の机には資料がどっさり、その正面の壁には何やらたくさん書き込まれた予定表。河合副代表は、大きな革張りのソファに大柄な体をゆったりと沈め、よく通る声量ある声でインタビューに答えてくださった。

企業の持つ第四の顔 コーポレート・シチズンシップ

「最近〈企業の社会的貢献〉ということが、随分言われるようになってきました。企業の持つ社会的役割は何かといえば、株主に対する利益の確保、従業員の生活の保証、社会に対する良質低廉な製品の供給の三つがあげられます。いわば、これが企業の三つの顔、つまり株主総会へ向けた顔、労働組合や従業員団体に向けた顔、そして消費者一般に向けた顔ですね。しかし、これにもう一つ、第四の顔が形作られるようになってきたんです。それが企業の新しい顔、企業の地域社会に対する顔なんです」

今日、企業の社会的貢献の先進国である米国でも、一九五〇年ごろまでは「企業の社会貢献は短期的利益に合致しなければならぬ」という考え方が主流であった。

その考え方が変わったのは、一九五一年のある裁判による。A・スミスという会社がプリンストン大学に、一〇〇〇ドルの寄付をしたところ、株主から「そのような行為は、我々の利益を侵害するもので違法である」と訴えられた。この訴訟に対してニュージャージー州の最高裁判所は、寄付行為を適法として、株主の訴えを却下、企業の大学への寄付を認める判決を出した。

現代版ノーブルレス・オブリージュを考える

株主の「自分たちにくるべき金が大学にいくなんてけしからん」という訴えは敗訴した。これにより米国で企業がその事業目的と直接関係ない公益事業に寄付することが、認知・正当化されたのである。

「それ以前は、フォードもロックフェラーもみな個人として、寄付をしていたんです。今でこそ企業の社会への寄付が盛んな米国でさえ、それまでは、企業は目に見える利益に関係しない寄付はしてはいけなかったんですね」

五十年代以降、企業の利益を営利目的や株主への配当だけでなく、地域社会へ還元するということが米国だけでなくヨーロッパの国々でも、飛躍的に増えていったという。

「現在米国では三％クラブといって、税引き前の利益の三％を福祉などの行為に寄付する企業の団体があるんですね」

経済同友会では一九八八年四月の「望まれる市民像」をはじめとして、最近では去る一月に「新世紀企業宣言」を公表して、企業の望ましい姿について提言してきた。その中で企業が果たすべき社会貢献についてかなりのページを割いている。

一体〈企業の社会的貢献〉とはどういうことなのであろうか。



たかだ・つやこ

白百合女子大学仏文科卒業。エッセイスト。「主婦と生活」に「藝に遊ぶ」を連載するなど、インタビューアとしても活躍中。

「ノーブルレス・オブリージュ (noblesse oblige) という言葉がありましてね、つまり身分の高い人には義務が伴うということなんです。身分高き者には当然、豪勇、仁慈、高潔などの徳が備わっていなければならない、という意味です。生まれによって特権を得た世襲の君主や貴族は、一身の利害にとらわれず公共に尽くす義務がある。個人がある程度の生活の安定を得ていることは、誰かの上に乗っかっているわけですね。かつての貴族階級にあつて、一代で成り上がった人も、先祖代々貴族の地位にいる人も、貴族という地位を得てそれを存続するには、相当な犠牲を人々に及ぼしていることでしょう。貴族という立場に立つて、その特権を享受するならば、当然それに伴う義務が生じます。特権を享受している分をだれかに返さねばならない、そこ

からノーブルレス・オブリージュという思想が生まれたのです」

「企業が社会で成功するには、ほかの人の犠牲あつてのこと。競争で勝った企業がいれば、必ず負けた企業がいる。今の法の規定では、自由競争で勝ったのだから当たり前のことなのですが、だれどへそれで済むだろうか」と。やはり勝者は敗者の上に立つて、だれかがあるんじやないかと思うんです」

「人というのは、知らないうちに他の人の恩恵を受けていたり、また知らずに人に迷惑をかけているものです。極端な話、道を歩く時にも知らずに地虫を踏み潰していることでしょうし。知らず知らずのうちに、だれかに迷惑をかけている、他人に借りができています」

これを返済すべき負債とするか否かは、各々の人生観によるだろうが、一般論で言うならば、返済すべき負債と認識する方が、そう認識しないより、心が広く豊かであるはず、と述べられた。

ノーブルレス・オブリージュ——かつては身分制に基づいた特権階級に適用されたものであった。が、今日、自由競争の社会において勝者として恵まれた地位に立つ人や企業にも適用されるべき、新しいノーブルレス・オ



「経済同友会で、海外からの留学生に社員寮の開放運動を始めたんです。五百人近く入っているでしょうか。野村証券の田淵社長の『社員寮を開放しよう。私のところをまず出すから』という提言で、日本生命、富士銀行、小松製作所など百五十近くの企業に頼んで幾部屋ずつ寮をつくってもらっているんです。今ではその枠は五百を超えています。留学生

ブリージュという意識をもってもいいのではないか、というご意見である。

「企業が社会に貢献することは、法律的な義務などというのではなくて、気持としてへやっぱりするべきものなんだ」というように考えたい。基本的にそういうものはやるべきだという、正当性の根拠をノーブレッズ・オブリージュに求めるということです」

社会の利益に関係するというのは、それが短期であっても長期であっても、どちらにしても結局企業のためなのです。企業が自分の利益になることをするのは、当たり前のことだから、企業の利益に関係なしにそういうことをやって、初めて『社会貢献』と言えるのです。とは言っても『企業利益につながることは社会貢献とは認めない』とまで言う必要も無く、一番大切なのは、企業利益に関係あってもなくても『社会貢献』をするという姿勢なんです。

日米税制はどこが違うのか

さて米国で企業の社会貢献が盛んである理由の一つに、企業の寄付行為に対する税制が日本と大いに違うということを聞いています。

「そうなんです、日本では寄附に対する課税が、非常に厳しいのです。国の財源確保のために、そうしているんでしょうが……。そ

こで米国で寄附に対する税の免税と、日本での厳しい課税を見てみると、ここに基本的な考え方の違いがあって。それは何かといえば、日本では政府中心ということですね。税を集めて、それを政府の考え方、政府の政策で分配するんです。日本では国で集めて、国の責任でもう一遍再分配するやり方が正しいと信じられているんです。米国ではどうか。

米国では国は関与しない、個人が自由になさるのが結果としていいのだろうから、個人の自由を尊重しようという考え方です。だからロックフェラー美術館しかり、また寄附によって学校などもどんどん建てられている。ところが日本では、そういうものに税を付けてしまっからね」

民主主義的な援助の途つくりを

国が集めて、国が配り直すのを正しいとする日本と、国はそこまで関与しないという米国、どちらがいいのでしょうか。

「どちらがいいかということは、いろいろな考えによって判断しなければいけません。この場合、僕は政府がそこまで関与することはないんじゃないかという感じがしますね。日本という国はものすごく中央集権が強いんです。今までの日本のやり方だと、中央政府にお金も権力も集中するので、ある意味では

と日本人とが寝食を共にして、直接の触れ合いを持てるわけです。アルバイトをしなくて済むようになったので、勉強に充てる時間ができて全優になりました」と中国人留学生からお礼状がきましたよ。これは経済同友会の実践運動です」

「それからオムロン、立石一真さんのはじめられたね、二、三十年前からだと思いますが、大分だったかな、『太陽の森工場』という身体障害者だけの工場をつくっているんです。身体障害者のための職業訓練や施設に大変なお金をかけているでしょう。でもそういうことをしているんだって、外に言わないの。自分から宣伝しないんですよ。ソニーなどもそこで似たようなことを始めましたね。こういう例は今は大変な数になっていますよ。」

「企業は公益法人の設立や、ボランティア活動、公益事業へ参加することなどで、社会的な存在をたしかめることができるのですよ」ところで、海外進出した企業の、現地での社会貢献はどうなのだろうか。日本における「企業の社会貢献」の出発点の一つは、ここにあるとも言われているが。

「外国に出て並んでみると、外国の企業は学校にお金を出したり、従業員のボランティア活動に従業員を有給で出してあげたりする。そんな中で「日本企業が何もしないのは、ど

経済も発達しやすかった。だから例えば、通産省の掛け声一つで企業が言うことを聞いた。そういうことから経済摩擦も起こったわけだ。『日本はそういうやり方だからけしからん。もつと個々の企業の自由になさないと、ルールが違うじゃないか』というのが米国の言い分でしょ。米国のルールが何もかも正しいわけではないけれど、こちらもちきんと見極めて、正しいものに関しては直さねばいけません。明治以来、日本はとにかく西洋諸国に追いつけ追い越せと励んできたわけで、何か一つの目的に向かう時には、こういう中央集権的なやり方がとても能率的なんです。だけどこの期におよんで、相変わらず昔のままの『追いつけ追い越せ』型の国のやり方、企業のあり方、社会のあり方を続けているというのはどうもね……。それに現在のように中央集権があまりに強いと、本場の日本の民主主義は育たないんじゃないかな」

ということは、今は「これでいいのか」って振り返ってみる時期なのでしょうが。

「そう、見てみる時です。『社会貢献』なんというのは、まさにその一つです」

もう始まっている企業の社会貢献

それでは実際に日本では、どのような「社会貢献」が行われているのだろう。

「うもまづいな」という雰囲気があったに違いない。『何だ、日本企業は』と言われたことが、出発点の一つだったと思います。近年、随分よくなったというものの、まだまだなんです。海外支店の一存では決められなくて、いちいち本社にお伺いを立てなければいけないなんてことが、足をひっぱっているでしょうしね」

海外でも生きる

「コーポレート・シチズンシップ」

現在の日本にとって、企業の第四の顔であるコーポレート・シチズンシップは、特別な意味を持っているようである。

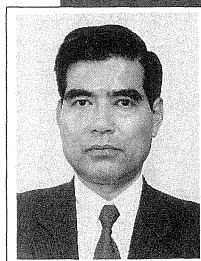
「日本企業の海外におけるプレゼンスが大きくなればなるほど、その企業と地元地域社会との関係が重要になってくるからです。日本企業の海外における地元地域への利益の還元が、もつと積極的に行われることは、地元に対する直接の利益還元となるだけでなく、企業と地元の人々との交流に大きなプラスになることは疑いないのです。特にそれが発展途上地域である場合には、それこそ真の民間による開発援助になるのですから」

そして

「恵まれた立場に酔って謙虚さを失い、既得権にしがみついて公益と自制を忘れれば、企業も国も衰えていくのです」と言葉を結ばれた。

企業と社会・文化

―企業フィランソロピーの役割―



今田 忠
いまだ・まこと

財団法人
日本生命財団企画調査部長

では様々な議論があることは承知の上で、本稿では企業が社会・文化活動を援助する行動を企業フィランソロピーと呼ぶことにして、学術・文化を中心に、より広く日本の社会において企業フィランソロピーに求められる役割について考えてみたい。

企業フィランソロピーは最近になって急速に盛り上がりを見せつつあるが、フィランソロピーという言葉は知られていなかったにしても、企業が社会・文化事業に経済的支援を行うことは、日本の企業・企業家にとって決して目新しいものではない。例えば、三井グループは一九〇六年に低所得者のための三井慈善病院を設立し、一九一一年には三井直系各社が利益の二・五％を寄付金に充て、三井合名が窓口となり寄付を行うことを申し合わせている。また一九三四年に設立された三井報恩会は基金一千万円、毎年百万円から二百万円の助成を行った大型助成財団であった。大阪では住友の貢献が大きく、大阪の図書館美術館は住友の寄付によって建設された。財団以外にも社会・文化に多大の貢献を行った企業家が多い。詳しく述べる紙数はないが、沢澤栄一、森村市左衛門、米山梅吉、大原孫三郎、山口玄洞などは日本の代表的なフィランソロピストである。

財団以外の企業が設立した財団としては一

日本における 企業フィランソロピーの歩み

近年、企業の社会貢献に関する議論が盛んである。単に議論の段階に止まらず、一九九

九二一年に壽屋（現在のサントリー）によって設立された邦壽会や、日本生命済生会（一九二四年）が比較的早く設立されたものである。これらは共に事業型財団であるが、助成型の企業財団としては旭化学工業奨励会（現在の旭硝子）が一九三三年に設立されている。

大正デモクラシーの頃には日本のフィランソロピーも盛んになり始めるが、やがて軍国主義の時代となり、フィランソロピーの歴史も中断される。（付表参照。詳しくは川添登・山岡義典編「日本の企業家と社会文化事業」一九八七年、東洋経済新報社）

第二次世界大戦によって日本経済は潰滅的な打撃を受けるが、終戦直後から一九六〇年代にかけての戦後の混乱期に、小規模ながら企業若しくは企業家個人の出捐による奨学会が設立され、人材育成が図られていることは注目されて良い。文化関連では一九五〇年前後に企業博物館・美術館が多く設立されている（大和文華博物館《近鉄》一九四二年、紙の博物館《王子製紙》一九四九年、石橋財団《ブリヂストン》一九五六年、逸翁美術館《阪急》一九五七年、五島美術館《東急》一九五九年、泉屋博古館《住友グループ》一九六〇年）。一九五一年に博物館法が施行され、博物館法の基準を満たす博物館については固定資産税を非課税とする措置が講ぜられたことが、

従来からあった企業・企業家のコレクションの公開を促進した面もあったものと推察される。

高度経済成長期に入ることから企業財団の設立という形で企業フィランソロピーが増え始める。一九六一年度に試験研究法人制度が発足し、東レ科学振興会が第一号となったが、その当時は科学技術を振興し輸出競争力を強化するというのが国策であった。企業としても科学技術振興の必要性を感じ、税制上の優遇措置がとられたこともあり、科学技術振興の企業財団が数多く設立された。

一九六九年に設立された三菱財団は自然科学を中心にしつつも人文科学、社会福祉も対象に加えた多目的財団の萌芽的なものであるが、一九七四年には国際的な活動を意図した日本で初めての大型多目的財団としてトヨタ財団が設立される。一九七九年に設立された日本生命財団は地域活動への助成を中心に置いた多目的財団である。同じく一九七九年にはサントリー文化財団およびポラ伝統文化振興財団が設立され、伝統文化・地域文化に目がむけられるようになる。

一九八〇年代になると文化振興・国際交流関係の財団が増加し、日本の企業フィランソロピーも多様化してくる。

企業経営と企業フィランソロピー

ところで、一九七〇年代はマスコミや消費者団体から企業の経営姿勢が批判され、企業の社会的責任が厳しく問われるようになった時代であり、それに対応して企業では公害対策・消費者対応・地域密着を進めるとともに、利益の社会還元にも力を入れるようになり、さらに一部の大企業により大型の企業財団も設立されるようになったのである。

一九八〇年代後半から現在にかけての動きの背景には、アメリカに進出した企業が、アメリカにおける企業の地域社会とのかわりかたを学び、企業フィランソロピー、企業市民、開明的自己利益(enlightened self-interest)といった概念が紹介されるようになったことがある。そこにメセナという快い響きの言葉がフランスから輸入され、新しい方向を模索しつつあった企業をとらえたということが出来る。

企業フィランソロピーは、その時代の企業に対する批判や期待に応え、地域社会との密着や文化支援によって企業イメージを高めるという企業の経営戦略としての性格もかなり強いことは否めない。しかしそれと同時にその時代の社会的ニーズに積極的に応えようとしてきたことも評価しなければならぬ。現

第2次世界大戦前における日本のフィランソロピー主要年表

年	主 要 事 項	関 連 事 項
1988 (明治21)	日本赤十字社	大日本帝国憲法発布
1989 (明治22)		日清戦争開戦
1894 (明治27)		
1901 (明治34)	森村豊明会	日露戦争開戦
1904 (明治37)		
1906 (明治39)	帝國學士院 三井慈善病院	
1908 (明治41)	中央慈善協会	
1911 (明治44)	恩賜財団済生会 大阪毎日新聞慈善団	カーネギー財団
1913 (大正2)		第1次世界大戦参戦
		ロックフェラー財団
1915 (大正4)	東照宮三百年祭記念会	
1916 (大正5)		内務省に社会局設置
1917 (大正6)	日米協会 大倉集古館設立	
1918 (大正7)	啓明会 理化学研究所	米騒動 世界大戦終了
1919 (大正8)	大原社会問題研究所 協調会	
1920 (大正9)	原田積善会	
1921 (大正10)	安田修徳会 邦寿会	
1922 (大正11)	東京市政調査会 文化普及会	
1923 (大正12)	斎藤報恩会	関東大震災
1924 (大正13)	恩賜財団慶福会 日本生命済生会 東洋文庫	
1927 (昭和2)	朝日新聞社会事業団	
1929 (昭和4)	谷口工業奨励会	
1930 (昭和5)	服部奉公会	
1932 (昭和7)	日本學術振興会	
1933 (昭和8)	恩賜財団母子愛育会	
1934 (昭和9)	旭化学工業奨励会 三井報恩会	
1936 (昭和11)		フォード財団

在、企業フィランソロピーへの関心が高まっているのは、経済大国となった国民のニーズが多様化し、その多様なニーズに応えるための資金源としての企業への期待がある。

先に述べたように日本でも企業・企業家によるフィランソロピー活動は長い歴史があるが、アメリカのフィランソロピーに比べれば比較にならない程規模が小さい。アメリカではヨーロッパから自由を求めて移住してきた人々が助け合いながらコミュニティを形成していった歴史的過程から、ボランティアとフィランソロピーが発達したのに対し、遥かに長い歴史をもちながらも資本主義経済としては後進国であった日本では、財閥が政治家・官僚と結び付く形で、強力な中央集権の政府による資本主義化が行われたために、コミュニティを中心としたフィランソロピーが育つてこなかったという事情がある。

そのような歴史から、日本では従来、行政にあまりにも多く頼り過ぎてきたらしいがある。しかし国民の社会的ニーズが多様化してきた現在、すべてのニーズに行政が応えていくことは不可能になりつつあるし、可能であるにしても効率的ではなくなっている。多様化したニーズに応えるためには規制緩和を通じて市場経済を活性化させると共に、営利企業に向かないサービスを提供する民間非

営利の公益団体の活動を活性化させることも重要である。芸術・文化などは正に非営利団体が中心となるであろうし、福祉、教育、研究などは行政、営利企業、非営利団体が役割分担をしながら各レベルのサービスを提供していく体制が望ましい。また国際交流、環境保護などは行政レベルでの対応の他に草の根レベルでの活動が大切であり、大きな効果をあげ得る。

このような民間非営利団体にはその活動を支える多様な資金ソースが必要である。とくに芸術・文化のように専門家の間でも評価が分かれ、真の評価は数十年待たなければならぬようなものの場合には資金のソースが多様でなければ創造活動は活性化しない。

アメリカでは、民間の非営利活動は財団の助成金および個人の寄付金に支えられている部分が多いが、我が国では現段階では個人の寄付金は極めて少なく、民間の非営利活動を支える資金源として、企業に対する期待は非常に大きなものがある。

最近の異常とも思える企業フィランソロピーへの関心の高まりそれ自体は歓迎すべきものであるにしても、日本企業の悪い癖である横並び意識・競争意識によって拙速に実施されると、社会貢献活動どころかマイナスの効果しかもたらさない。企業フィランソロピー

を企業経営戦略として位置付けること自体は認められるとしても、広告宣伝のための戦略として販売促進の論理で進められることは極めて問題である。

それぞれの企業が独自の理念をもって特色ある多様なフィランソロピー活動を行えば、多様な社会的ニーズが充足され、それが総体として社会にプラス効果をもたらし、またそのような独自性が長い目で見れば企業のイメージアップにつながり企業経営上もプラスになることを理解すべきである。

望まれる フィランソロピー税制の整備

民間非営利活動を促進し企業フィランソロピーもしくは個人のフィランソロピーを推進していくためには社会・文化事業に対する寄付金について税制上優遇措置を与え、民間寄付金の導入を図ることが望まれる。

フィランソロピー税制についての詳細および理論的検討は専門書に譲るが(橋本徹他編「公益法人の活動と税制」清文社、一九八六年、公益法人協会編「フィランソロピー税制の基本的課題」公益法人協会、一九九〇年など)、現在のフィランソロピー税制にはあまりにも問題が多い。

一九六一年度の試験研究法人制度の発足に

れているが、一貫性がない。小規模のフィランソロピーとして公益信託が伸びてきているが、公益信託に関する税制が不備である。そろそろフィランソロピーに対する国としての考えを明確にし、整理する必要がある。

そこで、ここではフィランソロピー税制について次のような改善策を提案してみたい。

①イギリスのチャリティ・コミッションのような第三者機関を設け、公益増進団体・信託の認定を行い、認定公益増進団体・信託を登録する。

登録公益増進団体・信託に対する寄付金は一定の限度を設け、法人税、所得税、相続税等について優遇措置を講ずる。認定に

対しては異議申し立てが認められなければならない。

現在の特定公益増進法人は特殊法人、学校法人、社会福祉法人のほか民法三十四条法人に限られている。問題は民法法人の法人格の取得が主務官庁の許可制となっており、異議申し立ての道もないことである。そのため小規模団体や行政の枠をはみ出すような先駆的活動や境界分野の活動を行う団体には法人格取得の道が閉ざされている。民法改正が望まれるところであるが、むしろ税法上の優遇措置と法人格の取得を切り離し、任意団体にも優遇措置を受ける道を開く方が現実的である。

またフィランソロピーの意義は行政とは別個の価値判断による多元主義の思想にある。公益の認定は行政が行うのではなく、第三者機関が行う方が望ましい。

②登録公益増進団体は簡略な税務申告書を提出し、その申告書は公開する。登録公益増進団体に対する一定額以上の法人の寄付金は明細を公開する。税制上の優遇措置を受ける以上税務当局の調査を受けるのは当然であるし、活動内容を公開することにより国民が監視出来るようにすべきである。(なお、登録公益増進団体の行う収益事業その他団体自体に対する課税の問題はここでは省略する。)

行政当局としても、行政とは別個の発想による民間公益活動を育成・振興することの意義を認めて頂くことをお願いしておきたい。

フィランソロピー税制を 考える

アメリカからやってきた
フィランソロピー

自分のことだけでなく何か人のために役立ちたいという気持ちは、歴史や文化の違いを

イメージでしか語られてこなかったことよっても分かる。その上、非営利の目的をもつ団体が法人となるのは、なかなか大変だ。それが免税団体になるのはさらに難しい。民間の非営利活動といったものが育つ基盤を、日本人は意識の上でも制度としても、ほとんどあわせてこなかった。

このような社会では、営利に直接繋がらない民間の芸術活動や文化活動といったものは育ちにくい。公的な支援がなければ、営利事業としてやっていくしか方法はない。

このような全く性質を異にした二つの社会が、一九七〇年代末から真正面からぶつかり合うことになった。日本の企業がアメリカに生産拠点を移しはじめたからである。こうしてまずアメリカに進出した企業に「良き企業市民」たるものが求められたわけだが、やがてそれは日本の本社にも持ち帰られ、ここ数年は国内の企業でも「企業市民」の大合唱が始まっている。

企業市民に求められているのは企業フィランソロピーである。フィランソロピーという言葉は「人間への愛」という意味のギリシャ語に由来する。イギリスのチャリティとほぼ同じ意味をもつが、直接的な救済や福祉活動よりも根源的な問題解決を目指した教育や研究などへの援助、より豊かな文化や生活を目

越えて人類に共通する心情であろう。しかしそれがどのように社会的な現象として現れてくるかは、それぞれの社会の成り立ちや文化の性格によって大きく異なってくる。

このような心情を最大限に発揮できるよう

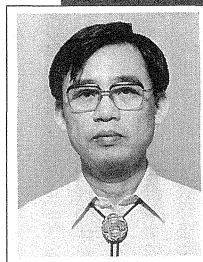
指した活動への援助を重視する点に特徴がある。フィランソロピーに類似の言葉としては最近フランス語のメセナがよく用いられるようになったが、これは芸術へのバトロネージを意味しており、その対象分野はフィランソロピーより限定される。支援のイメージもいくらか異なるようだが、「企業」メセナとなると、これはフランス経由のアメリカの概念といった方がよい。フランスでは芸術援助はこれまで基本的には政府の責任であり、企業の支援は新しい出来事だからである。

フィランソロピーにしろ、チャリティにしろ、メセナにしろ、もともとは個人の心情に発する行為である。それが近年になって、同

山岡 義典

やまおか よしのり

財団法人トヨタ財団
プログラム・ディレクター



に仕組みられたのが、アメリカの社会である。「何かやらねば」と思えばすぐに何人かが集まってグループを作り、自主的な活動に向けて行動する。そのグループは比較的簡単に非営利法人として認知され、その団体への寄付は一定の範囲で課税所得から控除される。こうして多くの者が共感して寄付に応じる。個人の寄付が多いのもアメリカ社会の大きな特徴である。そして法人としての企業も、このような個人（＝市民）と同じように行動すべきだという考えが、近年次第に普及し定着してきた。Good Corporate Citizenshipすなわち「良き企業市民」の考えである。

アメリカの芸術・文化活動が個人や企業が多額の寄付によって支えられている背景には、こうした社会の特徴がある。

これに対して、日本は人の善意をすなおに組織化するのが何と難しい社会か。日本では非営利の活動は原則としてすべて政府（地方公共団体を含む）が責任をもって実施する。

国民は営利事業に専念し、その得た利益から税金を払ってすべてを委託する。もし不満があれば、政府に対して要求運動をするか反対運動をすればよいのだ。特に戦後は、民間による善意の寄付や非営利の活動は疎んじられてきたように思う。それは篤志とか慈善とか報恩といった言葉が、戦後一貫してマイナス

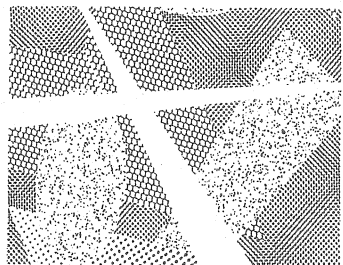
じような心情や行為が企業という法人にも求められ始めたのである。ところが日本では、個人のその基盤のないところに、企業のそれだけが突然導入された。この点が、それらが日本の社会に根付いていない理由でもある。企業とともに個人のフィランソロピーなりメセナを育てていくこと、これが今最も必要になってきている。

フィランソロピー税制の課題

このような現状認識に立つて、ここでは個人や企業のフィランソロピー活動と税制について考えたい。芸術や文化を含む民間非営利の分野が活発になるには、それを支える個人や企業の寄付が活発にならねばならない。そのような寄付に関する税制を、ここではフィランソロピー税制と呼ぶことにし、その課題について考える。

ただしあえて私はここでは、芸術とか文化とかに対象を限定しては考えない。そのように分野毎に限定して対策を考えるとより、個々の分野やテーマを越えた民間非営利活動全体を対象に、その振興や促進を考えると重要と思うからである。

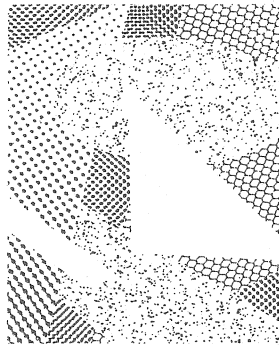
（なお以下に記すことは、公益法人・公益信託・税制研究会（座長・石村耕治氏。財公益法人協会内に設置）で論議した内容のうち、



特に私が関係した部分を私個人の意見として記すものである。研究会の成果については、『フィランソロピー税制の基本的課題』『公益法人協会、一九九〇年』を参照)

①個人の公益寄付金控除制度の確立

企業フィランソロピーが健全に育つためには、まず個人のフィランソロピーが健全に育つことが大切である。その促進のためには、色々な方策があると思うが、税の面で言えば、公益的な寄付を行った場合には、一定の額を課税所得から控除する仕組みが必要だろう。企業の場合には次に見るような損金算入限度額があつて、一定の額までの寄付は損金として処理できるが、同じような制度が個人に



の設立を促進しようとする場合には、まずその種の事業目的を特定公益増進法人の項目に盛り込むことが意図される。具体的には、法人税法施行令七十七条と所得税法施行令二百七十七条の第一項第三号に定める「……を主たる目的とする法人」に新たな項目を追加することである。こうして一九六一年以来現在まで「科学技術に関する試験研究」から「水難に係わる人命の救済」に至る二十二の項目が定められてきた。それぞれの項目は、それぞれの業務を所掌する官庁が大蔵省から聞いたってきたもの、と言ってよいかもしれない。

そこで「文化税制のあり方」などを議論すると、まず登場するのが、「芸術文化団体も特定公益増進法人の対象になるように施行令の改正を」ということになる。それはそれで一見現実的な意見であるが、私はあまり賛成しない。今のような形で個別に免税目的を追加していくやり方それ自身が、民間非営利活動を行行政の縦割りに従属させることになり、日本の社会に先駆的で生き生きした民間の活動を育てることにはならないと思うからである。

これについては、ここで十分議論する余裕はないが、現在の特定公益増進法人制度については、本来の民間にふさわしい創造的な活動を促進するという観点から、根本的に検討しなおすことが必要な気がする。少なくとも

はない。所得の数%、あるいは金額にして数十万円でよい。一万円、二万円の小さな寄付の積み重ねが控除の対象となること、そして多くの人達が公益活動に関心をもつようになることが重要である。控除の方法は、申告によらずとも年末調整でできるようにすることが簡便で望ましい。

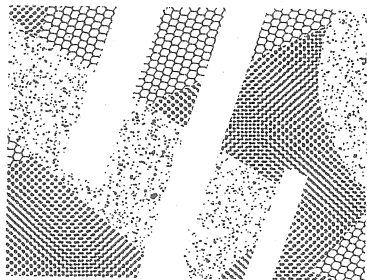
②損金算入限度額算定法の再検討

企業の場合には、寄付金は一定の額(年間所得の二・五%と資本金の〇・二五%の和の二分の一)まで損金として処分できる。すなわち経費扱いとして課税対象から除かれる。これを損金算入限度額といい、良い制度であるが、次の点で問題がある。

第一は、この限度額は公益的な寄付に限らず、政治献金など雑多な寄付も含んでいること。そのため内容全体の公開が難しく、公益寄付の実態が把握できないため、この分野のまともな議論がしにくくなっている。

第二には、その限度額が所得割合と資本金割合を併せて算定されること。算定式自体が複雑な上、資本金に対する利益の割合が非常に大きくなっている現状では、この算定式そのものの合理性に説得力がなく、また相互会社などのように資本金がないため所得割だけで算定される企業に比べて不公平になる。

第三は、この限度額が、公益的な寄付に積



各省庁を越える組織で民間公益とは何かの理念を確立し、それにのっとった運営が必要なものに思う。

非営利法人制度の必要性

以上、私の関心領域ということで公益寄付税制に関する三つの課題に限って述べてきた。しかしここまで来て、ふと考えこんでしまった。三つの課題はおおむね従来の公益法人を対象として検討したものである。それぞれの課題を解決したとしても、公益法人でない団体には税制上は何のメリットもない。

ところが多くのクリエイティブな文化芸術団体は、現実には任意団体会社組織である。

極的な企業にとつては小さいこと。そのために熱心な企業にとつては寄付活動が制約されている、あるいは今後の増大が抑制される可能性がある。

以上の点を考慮して次のような方式に改めることが望ましいと思う。すなわち、損金算入限度額を公益損金と一般損金に分け、それぞれの限度額を年間所得に対する比率だけで決めるようにすること、である。その比率としては、(現状の実態が把握できないので明確には言えないが)例えば公益損金では年間所得の一・五%、一般損金では一・〇%などが妥当ではないか。所得が一定以下の場合にはこの数値を〇・五%ずつ上げるといった工夫も必要かもしれない。

③特定公益増進法人のあり方

公益法人が特定公益増進法人(以前は試験研究法人等と呼ばれていた)に認定されると、その法人に寄付した場合、寄付者は一定の免税の特典を得ることができる。寄付者が企業なら一般の損金算入限度額の倍までを損金として処理することができるようになるし、寄付者が個人なら年間所得の二五%から一万円を引いた額を課税所得から控除することができる。すなわち、企業でも個人でも、寄付によって税金を減らすことができる。

それゆえ、ある種の目的をもった公益法人

公益法人になりたくても、まず条件が厳しくてなれないのだ。確かにまれに芸術団体や業界組織で公益法人の資格をもつものはある。また芸術文化を援助する公益法人もいくつかはある。そのような団体にとってはフィランソロピー税制の改善の意義は大きい。しかし直接に創造活動をする団体、新しい何かを創り出すような団体にとって有効でなければ意味がない。

そこで課題になるのが、従来の財団法人や社団法人よりは簡単に設立できる非営利法人制度の確立である。非営利性について明確に保障できれば、公益性についての条件は従来の公益法人よりゆるやかでよい。設立も主務官庁制ではなく、都道府県の認可で可能とするのがよいだろう。制度としては、あらゆる分野の非営利団体を対象とするのが望ましいが、もしそれが無理な場合には、例えば芸術文化団体についてだけの法人制度をまず作ってみるということも意味があるかもしれない。あるいはどこか一つの都道府県で試行的に制度を作って運用してみるのもよい。

ともかく、このような制度ができないかぎり、創造力のあるフィランソロピーは日本の社会に定着しないのではないかとすら思う。税制以前の、あるいは税制とともに考えるべき基本的な課題であらう。

文化関係税制について

- 文化振興に係る税制上の優遇措置は、以下の通りである。

芸術文化の振興と文化財の保護に共通する制度

事 項	内 容	年 度
特定公益増進法人	芸術の公演・展示を自ら企画し、又は実施することを目的とする公益法人及び自ら文化財の保存と活用の事業を行うことを目的とする公益法人が文部大臣の認定を受けて特定公益増進法人となることができる。	昭和51年4月～ 一般に損金算入される寄附金額と同額がさらに別枠で損金算入される。(法人税) 個人の寄附金が所得控除される。(所得税)
	芸術の普及向上のための助成金の支給又は文化財の保護のための助成金の支給若しくは国際的な交流・協力を行うことを目的とする法人が文部大臣の認定を受けて特定公益増進法人となることができる。また、日本芸術文化振興会が特定公益増進法人として認められている。	同 上 平成元年4月～
相続税の非課税	芸術の普及向上又は文化財の保護を主たる目的とする法人で文部大臣の認定を受けたものに対する相続財産等の寄附については相続税は課されない。 また、日本芸術文化振興会に対する寄附についても同様である。	非課税 昭和52年4月～
指定寄附金	重要文化財等の修理及び防災施設の設置の費用に充てるために公益法人が募集する寄附金が大蔵大臣の個別の指定を受けて指定寄附金となり得る。	寄附金の全額が損金算入される。(法人税) 個人の寄附金が所得控除される。(所得税) 昭和40年4月～
	一定の公演・展示及び稽古場の建設費用に充てるために公益法人が募集する寄附金が大蔵大臣の個別の指定を受けて指定寄附金となり得る。	同 上 平成元年4月～
	日本芸術文化振興会に対する寄附金で芸術文化振興基金に充てるための寄附金が指定寄附金として認められている。	同 上 平成2年3月～
認定特定公益信託	芸術の普及向上又は文化財の保存及び活用の事業に助成金の支給を行うことを目的とする公益信託が文部大臣の証明及び認定を受けて認定特定公益信託となることができる。	出捐金が特定公益増進法人と同様の取扱いとなる。 (所得税・法人税) 相続又は遺贈により取得した金銭を出捐した場合、相続税の課税価格の基礎に算入しない。(相続税) 昭和62年10月～ 昭和63年10月～
所得税の非課税	一定の芸術に関する顕著な貢献を表彰する賞金について、受賞者の所得税が非課税となる。	非課税 平成2年4月～

文化財の保護に関する制度

事 項	内 容	年 度
譲渡所得の非課税	重要文化財として指定された動産又は建物を国・地方公共団体に譲渡した場合、又は重要有形民俗文化財等重要文化財に準ずる文化財を国に譲渡した場合、譲渡所得に所得税が課されない。	非課税(所得税) 昭和47年4月～
譲渡所得の特別控除等	重要文化財として指定された土地及び史跡名勝天然記念物に2,000万円の特別控除又は損金算入が認められる。	2,000万円の特別控除(所得税) 2,000万円の損金算入(法人税) 昭和45年4月～
相続税の軽減	重要文化財として指定された民家及びその敷地の相続税について相続財産評価額を減額している。	相続財産評価額の60/100を減額 昭和60年4月～
固定資産税の非課税	重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物として指定され、若しくは重要美術品として認定された家屋又はその敷地については、固定資産税が課されない。 重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物(風俗営業に使用されるものを除く)で、文部大臣が告示するものについては、固定資産税が課されない。	非課税 昭和25年4月～ 平成元年4月～

編集後記

今月は、先月特集した企業の文化支援、社会貢献について税制の問題とも関連させて特集した。企業による芸術文化活動への寄附に係る税制上の優遇措置については、国によって歴史的背景や事情が異なるということはあるが文化庁としては、芸術文化支援のための民間の協力が重要であるとの認識の下、従前から税制上の優遇措置の拡充に努めており、今後、この点についての皆様の一層の御理解、御支援をお願いしたい。また、我が国企業の社会貢献活動が活発化していることは歓迎されることであるが、日本企業独特の横並び意識や販売促進の論理等の問題点の存在も指摘されているところであり、社会貢献活動がより適切な形で行われることも望まれる。

「文化庁月報」四月号

(通巻第二七一号)

平成3年4月25日印刷・発行
編集 文化庁

〒100東京都千代田区麹町2番2号
発行所 株式会社ぎょうせい

本社 千代田区中央区銀座7丁目4番12号
営業所 千代田区新富区西五軒町4-1-2

電話 (03) 3268-2241 (代表)
振替口座 東京 91161番
印刷所 (株)行政学会印刷所

定期購読のおすめ

本誌のご購読のお申し込みは、直接弊社の本・支社、あるいは最寄りの書店へお申し込みください。

定価 一九〇円(本体一八四円)送料四六円
年間購読料二、二八〇円(税込・送料共)

広告の問合せ・申込み先

株式会社 ぎょうせい 営業第二課・宣伝係
☎ (03) 3269-4145 (ダイヤルイン)